

日本臨床心理劇学会資格認定委員会規程

[目的]

第1条 日本臨床心理劇学会（以下「本学会」）は本学会会則第2条に基づき、本学会会員同士の自己研鑽・自己規制を行い、心理劇に関する知識・技能を伴う資質の向上及び正当な社会的適用に資するため専門技能諸資格を設け、各資格及び研修会の認定を行う。

[日本臨床心理劇学会認定資格]

第2条 本学会は、本規定の目的に従って以下の資格を設ける。

1) 心理劇技能士

心理劇技能士とは、本学会資格審査細則に定める認定要件を満たし、心理劇に関する基本的な知識と技能を有すると認められた者である。

2) 心理劇臨床技能士

心理劇臨床技能士とは、本学会資格審査細則に定める認定要件を満たし、心理劇に関する専門的な知識と臨床技能を有すると認められた者である。

3) 心理劇認定指導士

心理劇認定指導士とは、本学会資格審査細則に示される認定要件を満たし、心理劇臨床技能士の中から特に、心理劇に関する全般的かつ専門的な知識と心理劇技能習得のための実技指導、助言、示唆などの教育指導力を有すると認められた者である。

[認定研修会]

第3条 本学会は、本規程の目的に従って以下の研修会認定を行う。

1) 地域認定研修会

地域認定研修会とは、各地域や施設（病院や学校等）で開催される、本学会資格審査細則に定める認定要件を満たした研究会、勉強会である。

2) 課程認定研修会

課程認定研修会とは、大学または大学院における教育課程で実施される、本学会資格審査細則に定める認定要件を満たした心理劇演習である。

[資格認定]

第4条 本学会は、第2条及び第3条の資格認定のため、以下の業務を行う。

1) 資格認定委員会の設置

本学会は、日本臨床心理劇学会資格認定にかかる業務を行うために資格認定委員会を設置する。

- (1) 資格認定委員会委員は、委員長、副委員長及び若干名の委員によって構成される。
- (2) 委員長は、理事長により指名され、常任理事会で承認される。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。委員は、常任理事会において選定される。

2) 資格認定委員会の運営

資格認定委員会の構成及び運営は、以下の通りである。

- (1) 委員長は、資格認定委員会を開催する。
- (2) 資格認定委員会は、第2条及び第3条に定める資格に関する諸業務を行う。
- (3) (2)に関わる諸業務の事務は、本学会資格認定委員会において行う。

3) 認定

- (1) 資格認定は、資格認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。
- (2) 認定証発行
理事長は、認定した者に対して当該資格認定証を交付する。

[認定更新]

第5条 心理劇技能士又は心理劇臨床技能士及び心理劇認定指導士は、その専門的知識・技能等の資質向上のため、常に自己研修に努めなければならない。

1) 資格認定更新

本条の主旨に基づき、心理劇技能士及び心理劇臨床技能士は、認定更新の申請を行わなければならない。なお、心理劇認定指導士は終身資格とし、その更新の要はない。

2) 資格認定更新の方法

資格認定更新の方法は、本学会資格審査細則に示す。

[認定取消]

第6条 認定委員会は、以下の場合、その資格認定を取り消すことができる。

- 1) 本学会規約・本学会守秘義務規約・本学会倫理綱領に違反した者について、本学会倫理

委員会の議に基づきその資格認定を取り消すことができる。

- 2) 日本臨床心理劇学会員の資格を喪失した場合、有効期間内であっても心理劇技能士・心理劇臨床技能士・心理劇認定指導士の資格を取り消すことができる。

[申請の要件]

第7条 資格認定申請及び資格認定に必要な要件は、別に定める資格審査細則による。

[事務局の設置]

第8条 資格認定委員会の事務局を、広島大学大学院教育学研究科 服巻研究室（東広島市鏡山一丁目3番2号）に置く。

- 2 事務局には、事務局長1名ならびに若干名の事務局員を置くことができる。

[規程の改定]

第9条 本規程の改定は資格認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(附則) 本規程は2015年2月22日より施行する。

(附則) 本規程は2018年4月1日より学会名称を変更して施行する。これに伴い、西日本心理劇学会が認定した資格はすべて本規程に準ずる。

(附則) 本規程は2019年6月17日より施行する。ただし、2020年2月23日までは、日本臨床心理劇学会資格認定要件細目による資格申請も認めるものとする。

(附則) 本規程は2020年2月22日より施行する。